

盛岡広域振興局長告示第9号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援の事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年2月13日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371400011	新岩手農業協同組合	J A新しいわて西根指定居宅介護支援事業所	八幡平市田頭第39地割72番地2	平成30年2月28日
0372100719	新岩手農業協同組合	J A新しいわて滝沢指定居宅介護支援事業所	滝沢市大釜外館114番地6	〃
0372101261	新岩手農業協同組合	J A新しいわて雫石指定居宅介護支援事業所	岩手郡雫石町町裏75番地1	〃